

令和7年度（補正予算）及び令和8年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）
設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業のうち
地域共生型太陽光発電設備導入事業

<営農地水面事業>

公募要領

令和8年4月24日

一般社団法人 環境技術普及促進協会

一般社団法人環境技術普及促進協会（以下「協会」という。）では、環境省から二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）の交付決定を受け、「設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業」のうち「地域共生型太陽光発電設備導入事業^{※1※2}」に対する補助金を交付する事業（以下「本補助事業」という。）を実施します。

本補助事業の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意事項は、この公募要領に記載しております。また公募要領を補完する目的で Q&A 集を作成しておりますので、応募される方は併せて熟読願います。

なお、本公募では、令和 7 年度（補正予算）及び令和 8 年度予算による「設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業」のうち「地域共生型太陽光発電設備導入事業」の募集をいたします。

どちらの年度の予算が適用されるかは、応募申請事業が採択される際に、事業者へ通知することとします。

採択された場合には、本補助事業の交付規程^{※3※4}及び実施要領^{※5}に従って手続き等を行っていただくことになります。

- ※1 令和 7 年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業のうち地域共生型太陽光発電設備導入事業
- ※2 令和 8 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業のうち地域共生型太陽光発電設備導入事業
- ※3 令和 7 年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業のうち地域共生型太陽光発電設備導入事業交付規程（令和 8 年 4 月 22 日付け環技業（7h 電）第 26042202 号）
- ※4 令和 8 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業のうち地域共生型太陽光発電設備導入事業交付規程（令和 8 年 4 月 22 日付け環技業（8t 電）第 26042202 号）
- ※5 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業実施要領（令和 7 年 2 月 25 日付け環地温発第 2502251 号）

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、協会としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 応募の申請者が協会に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 協会から補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、交付規程に定める場合を除き補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

【補助事業内容の主な変更点】

- (1) 【営農地事業】 【水面等事業】とも、単年度事業のみの公募となります。
- (2) IoT製品のセキュリティ対策

太陽光発電設備、蓄電システム、EMS等においてIP通信を用いる製品を使用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）による「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」（JC-STAR）において、★1（レベル1）以上の適合ラベルを取得した製品を原則使用することとします。（二次公募以降は必須）

目 次

1. 事業の目的と性格.....	1
2. 公募する事業の対象等	2
2.1 補助事業の区分等.....	2
2.2 対象事業の要件.....	2
2.3 補助対象設備等.....	4
2.3.1 補助対象設備.....	4
2.3.2 定置用蓄電池について	5
2.3.3 IoT 製品のセキュリティ対策	6
2.4 補助金の交付額.....	6
2.5 補助事業期間	6
2.6 補助金の応募を申請できる者.....	7
3. 補助対象事業の選定	8
4. 補助事業の応募申請、実施及び完了後に係る留意事項	9
4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項.....	9
4.1.1 補助対象経費について	9
4.1.2 複数の団体による共同事業について	10
4.1.3 事業の公表について.....	11
4.1.4 災害時の対応について	11
4.2 補助事業の実施における留意事項	12
4.2.1 交付申請.....	12
4.2.2 交付決定.....	12
4.2.3 補助事業の開始及び完了	12
4.2.4 補助事業の計画変更等	13
4.2.5 完了実績報告及び補助金額の確定.....	13
4.2.6 補助金の支払い	13
4.2.7 補助金の経理等について	13
4.3 補助事業完了後における留意事項	14
4.3.1 取得財産の維持管理等	14
4.3.2 二酸化炭素削減効果の把握及び情報提供等	14
4.3.3 事業報告書の提出及び調査等への協力.....	14
4.4 その他留意事項.....	16
4.4.1 小規模事業用電気工作物に係る届出	16
4.4.2 再エネ発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等に係る遵守事項.....	16
4.5 事業実施のスケジュール	18

5. 応募方法について.....	19
5.1 応募方法.....	19
5.2 公募期間.....	19
5.3 応募に必要な書類及び提出方法.....	20
5.3.1 応募に必要な書類.....	20
<A.応募申請書>.....	23
<B.実施計画書>.....	24
<C.経費関係書類>.....	31
<D.図面・仕様書類>.....	39
<E.その他の資料>.....	40
<F.事業者に関連する書類等>.....	42
5.3.2 提出部数.....	43
5.3.3 提出方法.....	43
5.3.4 提出にあたっての注意事項.....	44
5.3.4.1 電磁的方法による提出の場合.....	44
5.3.4.2 書面による提出の場合.....	45
6. お問い合わせ.....	47
別表第1.....	48
別表第2.....	49
別表第3.....	51
別紙.....	52
更新履歴.....	53

1. 事業の目的と性格

○本補助事業は、営農地を活用した太陽光発電設備等の導入を行う事業および農業用ため池、貯水池や調整池などの水面を活用した太陽光発電設備等の導入を行う事業を実施する事業者に対し、これらの事業に要する経費の一部を補助することにより、再エネの導入及び地域共生を加速化し、2050年カーボンニュートラルの実現に資することを目的としています。

○本補助事業の執行は、法律及び交付規程等の規定により適正に行っていただく必要があります。

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（適正化法）の規定によるほか、本補助事業の交付規程に定めるところに従い実施していただきます。万が一、これらの規定が守られず、協会の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の取消しの措置をとることもあります。

また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。

- ・補助事業開始は、交付決定の日以降となります。
- ・事業完了後も、事業報告書（二酸化炭素排出量削減効果等）の提出や適正な財産管理、補助事業で取得した財産である旨の表示などが必要です。
- ・本補助事業により取得した財産は、事業完了後、処分制限期間*を経過するまでの間は代表事業者が継続して所有するとともに、適切に稼働させ CO2 削減を図る必要があります。やむを得ず、本補助事業で整備した財産を処分（補助目的に反し使用、譲渡、廃棄等を行うこと）しようとする場合は、あらかじめ協会に申請を行い、承認を受ける必要があります。その際、補助金の一部又は全部に相当する額の返還が条件となる場合もあります。
- ・これらの義務が十分果たされないときは、協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を取消すこともあります。

※「処分制限期間」とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、環境大臣が別に定める期間をいう。

2. 公募する事業の対象等

2.1 補助事業の区分等

本補助事業は、(1)(2)の2つの事業形態に区分されます。

- (1) 営農地を活用した太陽光発電設備等を導入する事業（以下「営農地事業」という。）
- (2) 農業用ため池、貯水池や調整池など水面を活用した太陽光発電設備等を導入する事業（以下「水面等事業」という。）

※本補助事業において「営農地」とは、農業の生産活動に係る適切な事業継続が確保され、農地転用の許可を要する農地をいい、「水面等」とは、農業用ため池、湖沼、貯水池、ダム湖、調整池、養殖場等の水面をいう。

※「営農地事業」と「水面等事業」を併せて応募することはできません。
両方の事業に応募をする場合は、個別の事業として応募してください。

2.2 対象事業の要件

- (1) 営農地事業については、営農地を活用した太陽光発電設備等の導入を行う事業であって、下の(3)に示すアからケの要件をすべて満たすものとする。

※ただし、一般的な屋根置き太陽光発電は本事業の対象外とする。

- (2) 水面等事業については、水面等を活用した太陽光発電設備等の導入を行う事業であって、下の(3)に示すイからケの要件をすべて満たすものとする。

- (3) 以下のコスト要件等を満たすこと。

ア 農業の生産活動に係る適切な事業継続が確保されていること。【営農地事業に限る】

イ 『(太陽光発電設備の補助対象経費) × (1/2) ÷ (パワーコンディショナの最大定格出力の合計)』が、10kW以上50kW未満* : 23.90万円/kW、50kW以上* : 18.04万円/kWを下回るものであること。

また、建築基準法の多雪区域（垂直積雪量100cm以上）においては、10kW以上50kW未満* : 28.68万円/kW、50kW以上* : 21.64万円/kWを下回るものであること。

*パワーコンディショナの最大定格出力の合計

ウ パワーコンディショナの最大定格出力の合計が10kW以上であること。また、積載率（太陽光発電モジュール容量の合計 ÷ パワーコンディショナの最大定格出力の合計）は、1以上であること。

エ 導入する太陽光発電設備が発電した電力の供給先が以下のいずれかであること。

- ①当該発電設備と同一敷地内の施設又は自営線供給が可能な施設（当該施設から当該電気を電力系統に逆潮流しないこと）
- ②農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者が組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人及びこれらの者が地方公共団体と共同して設立した法人をいう）が所有又は管理する施設（以下「農林漁業関連施設」という。）（当該発電設備を設置する都道府県と同一の都道府県内の施設に限る）
- ③地方公共団体の施設（当該発電設備を設置する都道府県と同一の都道府県内の施設に限る）

④地域防災計画に位置づけられている避難施設（当該発電設備を設置する都道府県と同一の都道府県内の施設に限る）

※ 自営線とは、新たに設置する太陽光発電設備から電力需要施設（太陽光発電設備と同一敷地内にあるものを除く）まで送電するための、電線その他必要な配線をいいます。

※ 本事業において、農業者、林業者、漁業者とは、直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が、総務省が定める日本標準産業分類に基づく大分類「農業、林業」若しくは「漁業」に属する事業者をいいます。

※ 農林漁業関連施設、地方公共団体の施設又は地域防災計画に位置づけられている避難施設への電力供給の場合は系統線の利用ができますが、その際に発生した余剰電力をそれ以外の他施設へ売電することはできません。

オ 停電時に電力供給可能とするシステム構成であること。

カ 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。

キ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。

ク 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。

ケ 交付申請時に、事業の実施体制及び導入設備の設置場所が確定していること。

○以下に該当する区域で実施される事業は補助対象外とします。

- ①原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
- ②国立公園・国定公園の特別保護地区、海域公園地区
- ③国立公園・国定公園の第1種特別地域（地熱発電のための地下部における土石の採取を行う地域を除く）
- ④国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区
- ⑤種の保存法に基づく生息地等保護区のうち管理地区

○以下に該当する区域で実施される事業は、都道府県または市町村からの許可書、承認書又は同意書（様式自由）を提出してください。

- ①国立公園・国定公園の地域であって、上記の②および③以外のもの
- ②種の保存法に基づく生息地等保護区のうち監視地区
- ③砂防法に基づく砂防指定地
- ④地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域
- ⑤急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域
- ⑥森林法により指定された保安林（同法第25条第1項第7号及び第9号に掲げる目的を達成するために指定されたものを除く）であって、環境の保全に関するもの
- ⑦河川法に基づく河川区域、河川保全区域【水面等事業の場合】

2.3 補助対象設備等

2.3.1 補助対象設備

- ・太陽光発電設備（太陽電池モジュール、架台、基礎、接続箱、パワーコンディショナ、配線等）
太陽電池モジュール等については、IEC 認証規格を満たしている製品であることが必要です。
※【水面等事業】については、フロート、ブリッジ、池底基礎も補助対象とします。
- ・定置用蓄電池（業務・産業用、家庭用）
※詳細は、「2.3.2 定置用蓄電池（業務・産業用、家庭用）について」を参照してください。
- ・自営線
- ・エネルギーマネジメントシステム（EMS）
- ・受変電設備
- ・その他協会が適当と認める設備

※補助対象設備の設置に係る工事費も補助対象とします。

※定置用蓄電池については、主な用途が本補助事業で導入する太陽光発電設備により発電した電力を平時において繰り返し充放電するものに限り（保安防災のみを目的としたものは補助対象外）。

※「2.2 対象事業の要件」(3)イのコスト要件の適合性判断のため、別紙2経費内訳における「補助対象経費」には、上記の設備及び工事費の全ての経費を計上してください。

※コスト要件に用いるパワーコンディショナの最大定格出力（kW）は、小数点第2位以下を切り捨ててください。

※オンサイト PPA モデル（注）やリースにより設備導入を行う場合には、太陽光発電設備は同一の者が一体的に導入すること（太陽電池モジュールとその他の部分（架台等）を異なる事業者が導入することは認められません）。

注 太陽光発電設備等の所有者等である発電事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理等（維持管理を当該需要家が行う場合を含む。）した上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式

2.3.2 定置用蓄電池について

定置用蓄電池については、表 1 に示すとおり 2 つの区分があり、それぞれに「目標価格」が設定されています。

また、表 2 に示す「本補助事業の補助対象とする蓄電池の条件」をすべて満たすこと。

※目標価格を超える場合は、(目標価格) × (蓄電池容量) が補助対象経費となります。

※蓄電システムの電力変換装置（パワーコンディショナ）が太陽光発電設備の電力変換装置を兼ねる構成である場合、本補助事業では当該蓄電システムを「ハイブリッド蓄電システム」と定義します。

ハイブリッド蓄電システムのうち「蓄電システム」と「蓄電システム以外の太陽光発電設備の電力変換に寄与する部分」に係る経費を切り分けられる場合は、「蓄電システム」に係る経費で目標価格と比較します。

切り分けられない場合、当該パワーコンディショナの系統側の定格出力 1kW あたり 2 万円（太陽光発電設備の電力変換に寄与する部分に相当する金額）をハイブリッド蓄電システムの経費から当該部分の経費を差引いた額を使って算出した金額を目標価格と比較します。

表 1 目標価格

区分	区分の定義 (蓄電システムの機器仕様)	目標価格 (工事費込み) 〔万円/kWh〕
業務・産業用	火災予防条例で定める安全基準の対象 (蓄電池容量が 20kWh を超える) となる設備	11.8
家庭用	上記以外の蓄電池容量 20kWh 以下の設備	11.5

表 2 本補助事業の補助対象とする蓄電池の条件

項目	本補助事業の補助対象とする蓄電池の条件
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主な用途が本補助事業で導入する太陽光発電設備により発電した電力を平時において繰り返し充放電するものに限る（保安防災のみを目的としたものは補助対象外）。 ・ 原則として、アンカーボルトなどで基礎に固定して設置すること。可搬型は認められない。 ・ 実証段階にある設備でないこと。
家庭用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募申請時点で国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人 環境共創イニシアチブ（SII）に登録されている製品であること。 <p>https://sii.or.jp/zeh/battery/search/</p>

2.3.3 IoT 製品のセキュリティ対策

IP 通信機能を有する機器のうち、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）による「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」（JC-STAR）の取得対象となる機器については、JC-STAR 適合ラベル取得製品（★1 以上）を原則として使用すること。

○参考

JC-STAR 適合ラベル取得製品かどうかは、IPA のウェブサイト「適合ラベル取得製品リスト」<https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/list/jc-star-product-list/index.html> で確認してください。

2.4 補助金の交付額

【営農地事業】【水面等事業】とも、補助率 2 分の 1（補助金の上限は 1 億 5,000 万円）

2.5 補助事業期間

○補助事業期間は以下のとおりです。

【営農地事業】【水面等事業】とも、単年度

※補助事業の実施期間については、「4.2 補助事業の実施における留意事項」の「4.2.3 補助事業の開始及び完了」を参照してください。

2.6 補助金の応募を申請できる者

○補助金の応募を申請できる者は、次に掲げる者のうち、本補助事業を活用して行う事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者としてします（代表事業者が直近の決算において債務超過の場合は、原則として応募申請の対象外とします）。

- (1) 民間企業
- (2) 個人・個人事業主（農林水産事業者）※【営農地事業】のみ応募できます
- (3) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- (4) 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 21 条第 3 号チに規定される業務を行う地方独立行政法人
- (5) 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- (6) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
- (7) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人
- (8) 特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- (9) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (10) 事業者の組織する団体（農業法人（株式会社等を含む法人経営）、土地改良区等を含む）
- (11) その他、環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者

※複数の団体による共同事業での応募の場合は、「4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項」の「4.1.2 複数の団体による共同事業について」を必ず参照ください。

※補助金の応募を申請する者は、共同事業者を含め別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項を誓約できる者としてします。

3. 補助対象事業の選定

○一般公募を行い、応募者より提出された実施計画書等をもとに厳正に審査（書面審査、Web会議等によるヒアリング）を行い、以下の項目を総合的に評価し、優れた提案について予算の範囲内で選定します。

（ア、イは必須項目。それ以外は加点項目。キ、ク、ケは【営農地事業】のみが対象です。）

ア 事業の実施内容やスキーム等の実施計画が事業目的に合致し、実現可能なものであること。

イ 事業に必要な能力及び実施体制を有していること。また、事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること、又は、事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有していること。

ウ 事業による直接的な CO2 削減の費用対効果が高いか。

エ 事業による CO2 削減率が高いか。

オ 蓄電池を導入する計画であるか。

カ 以下のいずれかに該当しているか。

- ・ RE100/再エネ 100 宣言 RE Action へ参加、Science Based Targets の認定を取得、又は「TCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures / 気候関連財務情報開示タスクフォース）」への賛同表明をしていることが確認できること、もしくは、TCFD 提言に基づき、移行リスク及び物理的リスクに関する情報開示状況を、環境省が運用する省エネ法・温対法・フロン法電子報告システムの任意報告事項として報告していること。

- ・ 温室効果ガス排出削減に関する目標設定をしているか。

- ・ デコ活応援団への参画、デコ活宣言の登録をしているか。

- ・ エコ・ファースト認定を受けているか。

※デコ活については、以下のサイトを参照ください

デコ活ウェブサイト：<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>

※エコ・ファースト制度については、以下のサイトを参照ください。

環境省エコ・ファースト制度：<https://www.env.go.jp/guide/info/eco-first/>

キ 農林水産省みどりの食料システム戦略推進交付金 地域循環型エネルギーシステム構築事業のうち営農型太陽光発電のモデル的取組支援により、作物の栽培体系、太陽光発電設備の設計や設置場所の検討等を行い、地域モデルを確立した地域で、当該地域モデルに基づいて、営農地事業を行うものであるか。

ク 農地転用の許可申請中であるか。

ケ 農地転用で10年の許可が見込める提案であるか。（認定農業者、遊休農地の活用、2種・3種農地での実施）

○以下の事業については、優先採択の対象とします。

- ・ 地球温暖化対策推進法第21条第5項各号に規定する地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を地方公共団体実行計画にすべて定めた市町村の促進区域内で実施する事業

- ・ 農地の一時転用許可を取得済みの事業【営農地事業に限る】

○応募要件を満たす提案であっても、提案内容によっては、付帯条件の設定、補助金額の減額又は不採択とする場合がありますのでご了承ください。

○審査完了次第、結果を通知しますが、審査結果に対するご意見やお問い合わせには対応いたしかねます。

○選定した事業については、事業者名、事業実施場所を協会ホームページ等で公表します。

4. 補助事業の応募申請、実施及び完了後に係る留意事項

本補助金の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、適正化法及びその他の関係法令の規定によるほか、本補助金の交付規程に定めるところによることとします。

万が一、これらの規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがあります。

また、補助事業が完了した後も、本補助事業で取得した設備等の適切な維持管理や効率的運用を図るなど、補助事業者が順守すべき事項がありますので、制度について十分ご理解いただいた上で、応募してください。

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項

4.1.1 補助対象経費について

事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限りします。

《補助対象経費の範囲》 別表第1の第3欄を参照してください。

補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費及び事務費

《補助対象外経費の代表例》

- ・ 事業に必要な用地の確保に要する経費
 - ・ 建物の建設にかかる経費
 - ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
 - ・ 既存施設・設備等の撤去費及び処分費、残土処分費
 - ・ 補助対象設備以外のオプション品の工事費・購入費等
 - ・ 気象計（日射量計、温度計など）とその設置費用
 - ・ 農地の一時転用許可申請費用 ※【営農地事業の場合】
 - ・ 水面等利用に係る許認可等申請費用 ※【水面等事業の場合】
 - ・ 系統連系申請費用、消防署への申請費用など
 - ・ 施設の保守・管理に必要なスペアパーツ等の購入費
 - ・ 本補助金への応募・申請手続きに係る経費
 - ・ その他事業の実施に直接関連のない経費
- ※Q&A集も参照してください。

《補助事業における利益等排除》

○補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

○このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費に計上してください。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がありますので、その根拠となる資料を提出してください。

○補助対象経費に、補助事業者自身の人件費（共済費を含む。）を計上する場合、従事日誌の作成が必要となります。また、旅費の計上については、旅行会社や出張者本人への支出証拠書類、航空券・搭乗券等の証拠帳票、出張報告書等が必要となります。

（参考：「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引【平成 28 年 4 月】（環境省）」）

なお、本補助金の申請、完了実績報告及び精算払請求等の手続きに係る事務費用は、補助対象外となります。

4.1.2 複数の団体による共同事業について

○補助事業を 2 者以上の事業者が共同で実施する場合は共同で申請するものとし、その代表者（以下「代表事業者」という。）を補助金の交付対象者とし、他の事業者を「共同事業者」とします。

○この場合、代表事業者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合は、その全財産を取得する者に限ります。なお、共同事業者は、補助事業により財産を取得することできません。

○また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり、協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することはできません。

○代表事業者及び共同事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

①共同で補助事業を実施するすべての者が、原則、地域共生型太陽光発電設備導入事業【営農地水面】の<2.6 補助金の応募を申請できる者>に該当すること。

②代表事業者及び共同事業者は、補助事業の共同実施及び債務の負担等に関する協定、覚書又は契約等を締結すること。

○シェアード・セイビング方式の ESCO 契約又は PPA 契約（電力販売契約）などにより設備導入を行う場合は、ESCO 事業者あるいは PPA 事業者を代表事業者とし、ESCO サービス、電力供給サービスを受ける事業者（電力需要家）を共同事業者とします。

なお、ファイナンスリース方式により設備導入を行う場合は、リース事業者を代表事業者とし、リースを受ける事業者（PPA 事業者、電力需要家等）を共同事業者とします。

○「農林漁業関連施設、地方公共団体の施設又は地域防災計画に位置づけられている避難施設」に電力を供給する場合、PPA 等で系統線を活用した電力供給は可能ですが、その際に発生した余剰電力を「農林漁業関連施設、地方公共団体の施設又は地域防災計画に位置づけられている避難施設」以外の他施設へ売電することはできません。自己託送方式は活用できません。

この場合、交付の条件として、次に示す書類の提出を条件とします。

①電力需要家が負担する費用（ESCO サービス料、PPA サービス料あるいはリース料）において補助金相当分が減額されていること。

※電気料金については、発電事業者から電力会社及び電力会社から電力需要家の間で、補助金相当額分が減額されていること。

②補助事業により導入した設備等（取得財産等）については、処分制限期間経過するまで継続的に使用するために必要な措置等を行うこと。

4.1.3 事業の公表について

○応募にあたって、補助事業者以外の者が実施する際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、下表<公表を予定している情報>に定める情報について公表することに同意していることが必要です。

※環境省又は協会の求めに応じて公表に必要な情報及び根拠資料を提出すること。

※情報の公表に際しては、個社間の契約内容が特定されないよう、平均値や中央値といった統計処理や、個社名等の詳細情報の削除等を行う。また、企業の競争戦略上、重要と考えられる情報についても原則として公表の対象とはせず、環境省（環境省が別に委託する機関を含む）及び当該企業間での協議を踏まえ、可能な範囲での情報公表にとどめることとする。

但し、補助事業の採択を受けた事業者（発電事業者及び需要家）の名称については、他の情報と紐付かない形での公表を行う予定である。

<公表を予定している情報>

情報の属性	公表を予定している情報
定量情報	<ul style="list-style-type: none">・売電価格の平均値及び中央値・契約期間（年数）・発電設備の定格出力及び PCS 出力・供給先の電力需要施設の年間電力消費量に占める供給電力量の割合
定性情報	<ul style="list-style-type: none">・発電事業者の企業名及び契約先需要家の企業名・発電設備の住所・電力需要施設が立地する一般送配電事業者の区域・電力供給に係るフロー・商流
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・公表を予定する情報について、根拠となる資料（設備仕様書・電力需給契約書等）の提供を求めることがあります。・その他、事業概要がわかる情報を、環境省（環境省が別に委託する機関を含む）及び当該企業間での協議を踏まえ、公表することがあります。

4.1.4 災害時の対応について

○地方公共団体が作成するハザードマップにおいて、設備を導入する敷地が土砂災害警戒区域あるいは洪水浸水想定区域に含まれる場合は、設備を保全させるための措置を講じてください。また、海岸に近い立地の場合は、津波や高潮による浸水が想定されるかも把握し、設備を保全させるための措置を講じてください。

○太陽電池モジュールなどの太陽光発電設備や定置用蓄電池等の補助対象設備は、暴風雨、積雪、地震等の自然災害に対処できるように「建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版」（監修：独立行政法人建築研究所）などに準拠して設置してください。

※土砂災害、浸水災害への対策費は補助対象外です。

4.2 補助事業の実施における留意事項

4.2.1 交付申請

- 公募により選定された事業を実施する者（補助事業者）は補助金の交付申請書を提出してください（申請手続等は交付規程に従ってください）。
補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度の1月末日までに支払いが完了するものとなります。

4.2.2 交付決定

- 協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付決定を行います。
 - ①申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に進んでいること。
 - ②補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費を含まないこと。

4.2.3 補助事業の開始及び完了

- 補助事業者は協会からの交付決定通知を受けた後に、事業を開始してください。
- 事業の実施に当たっては、各種法令の許認可等が必要な場合は、所要の許認可等を得て適切に行ってください。
- 補助事業者が他の事業者等と委託・請負等の契約の締結や発注を行うに当たり、ご注意いただきたい点は主に以下のとおりです。
 - ① 契約・発注日は協会の交付決定日以降であること。
補助事業者は、協会から交付決定を受ける日までの間に、補助事業の実施に係る契約の締結に向けた準備行為（入札、見積合わせ、落札者決定等）を行うことは認められますが、その契約締結日又は発注日が交付決定日より前となる契約等の経費は、補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。
 - ② 補助事業の遂行上、著しく困難又は不相当である場合を除き、施工業者等の選定は競争原理が働く手続きによって発注先を決定すること。
 - ③ 当該年度に行われた委託・請負等に対して、当該年度の1月末日までに、検収並びに対価の支払い及び精算を行い、補助事業を完了すること。
 - ※ 1月末日が土曜日や日曜日もしくは祝日の場合で、当日に支払いの確認ができない場合は、当該日以前の平日を事業完了日とするなど、確実に当該年度の1月末日までに、事業完了する計画を立ててください。
- 補助事業の完了には、補助事業者が、補助事業の実施に係る全ての委託・請負等を完了し、導入した設備等の成果品が契約先から補助事業者へ納入されていることが必要です。
- 委託・請負等の完了については、補助事業者は、委託・請負等の相手先から完了届等を受領した上で、委託・請負等の仕様に適合することの確認検査（以下「検収」という）を行い、

検収に合格した委託・請負等の成果に対して、その対価の支払い及び精算を行っていることが必要です。

4.2.4 補助事業の計画変更等

○補助事業者は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、変更内容によっては、交付規程に基づく変更交付申請書又は計画変更承認申請書を協会に提出し、変更交付決定や計画変更承認を得る必要がありますので、協会に必ず事前にご相談ください。

4.2.5 完了実績報告及び補助金額の確定

○補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、補助事業完了後 30 日以内又は当該年度の 2 月 10 日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を協会宛てに提出しなければなりません。

※完了実績報告書の提出期限が土曜日や日曜日もしくは祝日の場合は、完了実績報告書の提出日を当該日以前の平日とするなど、確実に提出期限までに完了実績報告書を提出可能な計画を立ててください。

○協会は、完了実績報告書を受領した後、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の実施成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

4.2.6 補助金の支払い

○補助事業者は、協会から交付額確定通知を受けた後、協会に精算払請求書を提出していただきます。その後、協会から補助金を支払います。

4.2.7 補助金の経理等について

○補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

○これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年又は交付規程第 8 条第 1 項第十四号で定める財産を取得した場合は同号の期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

4.3 補助事業完了後における留意事項

4.3.1 取得財産の維持管理等

○補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の維持管理等について、補助事業完了後においても以下の義務を負います。

①補助事業者は、取得財産等について、環境省の補助事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

②補助事業者は、取得財産等について、処分制限期間^{*}を経過するまでの間、協会の承認を受けずに、処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊しをすることをいう）してはならない。やむを得ず、本補助事業で整備した財産を処分しようとする場合は、あらかじめ協会に申請を行い、承認を得る必要がある。その承認の際には、交付している補助金の一部又は全部に相当する額の返還が条件として付される場合がある。

※「処分制限期間」とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、環境大臣が別に定める期間をいう。

③代表事業者及び共同事業者は、②の期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてカーボン・クレジット、グリーン電力証書、非化石証書制度を活用してはならない。

ただし、系統線を利用した電力供給の場合において、非化石証明制度を活用し需要家に移転する際にはその限りではない。

4.3.2 二酸化炭素削減効果の把握及び情報提供等

○補助事業者は、対象事業により削減される二酸化炭素の量、再生可能エネルギー発電設備の発電量や蓄電池システムの運用の状況、その他事業から得られた情報を、協会の求めに応じて提供してください。

○事業報告の際、二酸化炭素削減量が目標値に達しなかった場合は、原因、対策等を具体的に示していただくことになります。また、二酸化炭素削減量等が当初の目標と大きく乖離している場合は補助金の返還を求める可能性があります。

4.3.3 事業報告書の提出及び調査等への協力

○補助事業者は、交付規程に従い、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から3年間の期間、年度毎に当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果等について、交付規程で定める様式により事業報告書を当該年度の翌年度の4月30日までに環境大臣又は環境大臣の指定する者に提出してください。

また、補助事業が3月30日以前に完了した場合は、補助事業の完了の日から当該年度の3月31日までの二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を翌々年度の4月30日までに環境大臣又は環境大臣の指定する者に提出してください。

○補助事業者は、前記の報告書の証拠となる書類を当該報告書に係る年度の終了後3年間保存する必要があります。

○補助事業者は、環境省（又は環境省から委託業務を受託した民間事業者）が必要に応じて行う情報提供依頼やアンケート調査、ヒアリング調査、現地調査等に協力してください。

4.4 その他留意事項

4.4.1 小規模事業用電気工作物に係る届出

○電気事業法の改正（令和4年6月）により、10kW以上50kW未満の太陽光発電設備を設置する事業者は、経済産業大臣に所定の届出等を行うことになりましたので、必要な手続き等を行ってください。

※詳しくは以下のURLを参照してください。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/10/20221003.html

4.4.2 再エネ発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等に係る遵守事項

○再エネ発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等を遵守すること。

○再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」※1（資源エネルギー庁）（ただし、再エネ特措法第9条第4項の認定を受けた者は本補助金申請の対象外であることから、専ら当該認定を受けた者に対する遵守事項等は除く）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」※2（資源エネルギー庁）（詳細は以下のとおり）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。

※1『事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）』（2026年4月改定 資源エネルギー庁）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_solar.pdf

※2『説明会及び事前周知措置実施ガイドライン』（2026年4月改定 資源エネルギー庁）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_setsumeikai.pdf

特に、次の(a)～(m)をすべて遵守していることを確認すること。

- (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。
- (d) 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に基づき、説明会又は事前周知措置（以下「説明会等」という。）を実施すること。ただし、説明会等の実施のタイミングについては、本補助金への申請、採択及び交付決定等との前後関係は問わないが、工事の着工までに行うこと。説明会等を実施したことを証する資料は、同ガイドラインにおいて指定する様式を用いて、協会に対して提出を行い、確認を受けること。
- (e) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
- (f) 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（補助対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。（ただし、柵塀等の設置が困難な

場合（屋根置きや屋上置き等）や第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合（塀つきの庭に設置する場合、私有地の中に発電設備が設置され、その設置場所が公道から相当程度離れた距離にある場合等）には、柵塀等の設置を省略することができる。また、柵塀等の設置により事業運営等に支障が生じると判断される場合にも、柵塀等の設置を省略できるものとする。）

- (g) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- (h) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- (i) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- (j) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- (k) 補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。
- (l) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」^{※1}（資源エネルギー庁）及び「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」^{※2}（環境省）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

※1 『廃棄等費用積立ガイドライン』（2026年4月改定 資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/haiki_hiyou.pdf

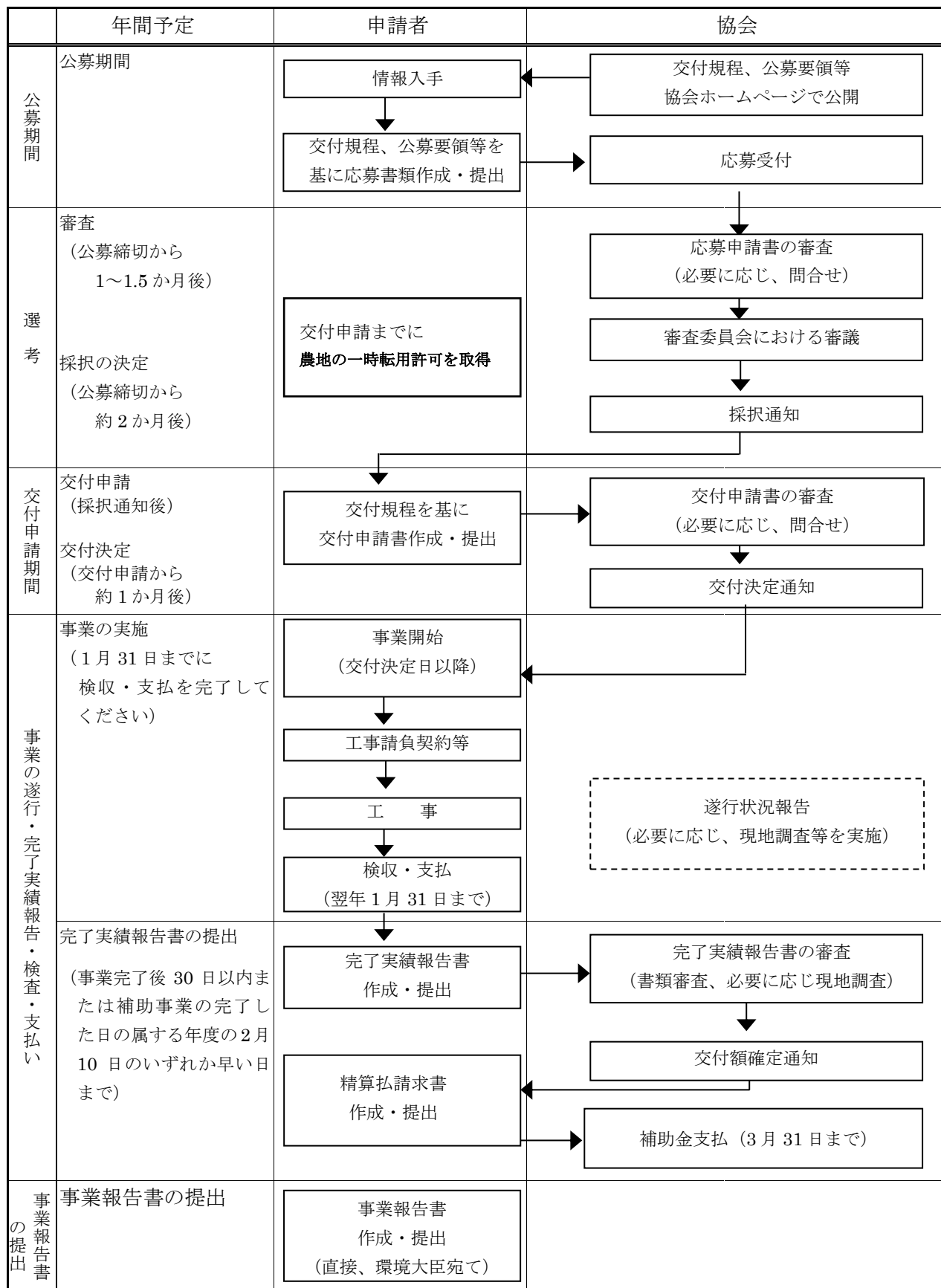
※2 『太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）』（令和6年環境省）

<https://www.env.go.jp/content/000245687.pdf>

- (m) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。

4.5 事業実施のスケジュール

○スケジュールは、申請書類がすべて整っている場合の一例であり、実際の状況により変わってくる可能性があります。



5. 応募方法について

○補助金の応募時に提出していただく書類の作成および提出方法については、「5.3 応募に必要な書類及び提出方法」を参照してください。

※一部の提出用電子ファイルについては、共通様式が協会ホームページの応募する事業の公募情報に掲載されていますので、ダウンロードして作成してください。

共通様式は、「A-0 応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】(応募申請)」(Excel ファイル)を最初に作成してください。(具体的な手順などは、「5.3.1 応募に必要な書類」の「<A. 応募申請書>」を参照してください。)

共通様式がない提出書類は、応募事業者で任意に作成してください。ただし、作成にあたっては、「5.3.1 応募に必要な書類」に従ってください。

※共通様式電子ファイルについては、「5.3.1 応募に必要な書類」に掲載されている表の欄外注釈を参照してください。

また、共通様式は不定期に変更されますので、必ず公募中の公募情報ページからダウンロードした電子ファイルを使って応募書類を作成してください。

※「電子ファイル」とは、Excel、Word、PDF 等の電子ファイルを指します。

5.1 応募方法

応募に必要な書類は、公募期間内に以下の方法で協会に提出していただきます。

①電磁的方法（電子メール）による提出

②書面による提出

(電磁的方法により提出を行うことができないとき又は電磁的記録を提出できないとき)

※申請は必ず応募申請者（代表事業者）自身が行ってください。

※詳細については、「5.3 応募に必要な書類及び提出方法」を参照してください。

5.2 公募期間

一次公募 令和8年4月24日(金)～5月18日(月) 正午必着

二次公募 公募期間については、協会ホームページで後日公表します。

二次公募では、太陽光発電設備、蓄電池システム、EMS 等において IP 通信を用いる製品を使用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）による「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」(JC-STAR)において、★1 以上の適合ラベルを取得した製品を使用する必要があります。

公募期間ごとに審査を行います。

なお、一次公募で予算額に達した場合は、二次公募を行わないことがあります。

(ご注意) 公募の受付期間以降に協会に到着した書類のうち、遅延が協会の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。

本公募についてのお問合せは、本公募要領の「6. お問合せ」を参照してください。

5.3 応募に必要な書類及び提出方法

5.3.1 応募に必要な書類

○応募に必要な書類及び電子ファイルは、以下の A～F のとおりです。

○一部の提出ファイルは、協会ホームページの応募する事業の公募情報からダウンロードした電子ファイルで作成してください。（詳細は、下表の欄外注釈を参照してください）

※必ず公募中の公募情報ページからダウンロードした電子ファイルを使ってください。

提出書類及び様式		電子ファイル名	ファイル形式	備考
A	A-0 応募申請書	A-0 応募申請書_〇〇社	PDF	<p>「A-0 応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】（応募申請）」（Excel ファイル）の「A-0 応募申請書」シートを、Excel シート内の記載要領に従って作成して PDF 化したものを提出してください。</p> <p>また、「A-0 応募申請書」と同じシートに、「（代表事業者及び共同事業者の責任者及び担当者の氏名、連絡先等）」と「（事業者の基本情報等）」を記載する様式がありますので、併せて記載要領に従って作成してください。</p> <p>「A-0 応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】（応募申請）」は、最初により「A-0 応募申請書」と「C0-3 消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト」を作成してください。</p> <p>※Excel ファイルは絶対に分割やシートの追加・削除をしないでください。</p>
B	B-1【別紙 1】実施計画書	A-0 応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】（応募申請）_〇〇社	Excel	<p>「A-0 応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】（応募申請）」（Excel ファイル）の「B-1 実施計画書」シートを、シート内の記載要領に従って作成してください。</p> <p>「B-1 実施計画書」の作成にあたっては、事前に同一 Excel ファイルの「A-0 応募申請書」シートと「C0-3 消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト」シートを作成してください。</p> <p>※Excel ファイルは絶対に分割やシートの追加・削除をしないでください。</p>
	B-2 事業実施場所の地図	B-2 事業実施場所の地図_〇〇社	PDF	<p>広域、拡大及び住所や経路情報（最寄り駅・バス停、交通手段、最寄り駅・バス停からの所要時間）等を記載してください。</p>
	B-3 ハザードマップ	B-3 ハザードマップ_〇〇社	PDF	<p>当該施設が記載（印など）された、土砂災害・洪水、津波、高潮による浸水被害等のハザードマップを提出してください。</p>
	B-4 実施体制図	B-4 実施体制図_〇〇社	PDF など	<p>事業の窓口、共同事業者、発注先、経理等、全体を俯瞰できるもの。導入する設備の保守体制についても記載してください。</p>

提出書類及び様式	電子ファイル名	ファイル形式	備考
B-5 実施スケジュール	A-0 応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】（応募申請）_〇〇社	Excel	「A-0 応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】（応募申請）」（Excel ファイル）の「 B-5 実施スケジュール 」シートと「 B-6 導入設備一覧表 」シートを、シート内の記載例を参考にして作成してください。 ※Excel ファイルは絶対に分割やシートの追加・削除をしないでください。
B-6 導入設備一覧表			
B-7 導入量算出表	B-7& B-8 導入量算出表・運用説明資料_〇〇社	Excel	B-7&B-8 導入量算出表・運用説明資料」（Excel ファイル）の「 B-7 導入量算出表 」シートと「 B-8 運用説明資料 」シートを、シート内の記載例に従って作成してください。 （「 B-8 運用説明資料 」シートは2種類用意されています。PCSの導入数量に併せていずれかを使用してください。）
B-8 運用説明資料			
B-9 施設での再生可能エネルギーの自家消費量の算定根拠	B-9 施設での再生可能エネルギーの自家消費量の算定根拠_〇〇社	PDF Excel	
B-10 CO2 削減効果の算出根拠	B-10 CO2 削減効果の算出根拠_〇〇社	Excel	ハード対策事業計算ファイル、CO2 削減コスト及び再エネ発電量についても根拠資料を提出してください。
B-11 ランニングコストの算定根拠	B-11 ランニングコストの算定根拠_〇〇社	PDF	導入設備の年間メンテナンス費用、収入増加額・コスト削減額の算定根拠も含めてください。
B-12 IoT 製品のセキュリティ対策に関する根拠資料	B-12 IoT 製品のセキュリティ対策に関する根拠資料_〇〇社	PDF など	
B-13 営農に関する資料 （営農地事業のみ提出対象）	B-13-1 営農の継続について_〇〇社	Word など	協会 HP からダウンロードした「B-13 営農の継続について」（Word ファイル）で作成してください。
	B-13-2 農地の一時転用許可書	PDF など	応募時に許可書を取得できていない場合は、状況が判る書類（申請書や議事録等）を提出してください。
C C0-1【別紙2】経費内訳	A-0 応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】_〇〇社	Excel	「A-0 応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】（応募申請）」（Excel ファイル）の「 C0-1 経費内訳 」シート、「 C0-2 経費区分集計表 」シート、及び「 C0-3 消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト 」シートを、シート内の記載例に従って作成してください。（「 C0-2 経費区分集計表 」については、別シートの＜記載例＞も参考にしてください。） ※単年度事業の公募となりますので、「C0-1 経費内訳」と「C0-2 経費区分集計表」（1年目）シートを作成してください。 ※Excel ファイルは絶対に分割やシートの追加・削除をしないでください。
C0-2 経費区分集計表			
C0-3 消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト			
C1-3 見積書	C1-3 見積書_〇〇社	PDF	見積書及び労務費・間接費等の根拠資料を添付してください。
D D-1 図面	D-1 図面_〇〇社	PDF など	導入予定設備のシステム図および単線結線図、事業の実施場所における、導入予定の設備が設置される施設の位置および設備の設置場所が判る配置図等を提出してください。

提出書類及び様式	電子ファイル名	ファイル形式	備考
D-2 仕様書	D-2 仕様書_〇〇社	PDF など	事業で導入予定の設備の仕様書等を提出してください。
D-3 耐震強度等の計算書	D-3 耐震強度等の計算書_〇〇社	PDF など	事業で導入予定の設備の耐震強度等の計算書を提出してください。
E E-1-1 リース契約・ESCO・PPA 契約関係資料等	E-1-1 リース契約・ESCO・PPA 契約関係資料等_〇〇社	PDF	該当する場合に提出してください。
E-1-2 共同事業者覚書	E-1-2 共同事業者覚書_〇〇社	PDF	申請時に未締結の場合は、覚書案や締結状況が判る書類を提出し事業完了までに覚書を締結してください。
E-1-3 行政機関から通知された許可書等	E-1-3 行政機関から通知された許可書等_〇〇社	PDF	施工に対する許認可に係る許可書等を提出してください。
E-1-4 系統連系申込書及び承諾書	E-1-4 系統連系申込書及び承諾書_〇〇社	PDF	事業に必要な系統連系を行う場合に提出してください。
E-1-5 再エネ特措法に基づく説明会等の実施根拠資料	E-1-5 再エネ特措法に基づく説明会等の実施根拠資料_〇〇社	PDF	説明会を開催していれば、開催内容の根拠書類を提出してください。
E-1-6 他の取組と事業の関連性に係る根拠資料	E-1-6 他の取組と事業の関連性に係る根拠資料_〇〇社	PDF	応募申請書【脱炭素活動への取組状況】に該当する場合に確認できる文書等を提出してください。
E-2 その他資料	E-2 その他資料_〇〇社	PDF など	その他の資料があれば提出してください。
F F-1 会社概要	F-1 会社概要_〇〇社	PDF	全事業者（代表・共同事業者）のものを提出してください。
F-2 法人登記全部事項証明書	F-2 法人登記全部事項証明書_〇〇社	PDF	代表事業者の法人登記全部事項証明書又は代表者事項証明書を提出してください。
F-3 代表事業者の財務内容に関する書類	F-3 代表事業者の財務内容に関する書類_〇〇社	PDF	代表事業者の直近2期の貸借対照表及び損益計算書を提出してください。

※電子ファイル名の「〇〇社」は、代表事業者名にしてください。（略称可）

※以下の提出用電子ファイルは、協会ホームページの地域共生型太陽光発電設備導入事業【営農地水面】の公募情報からダウンロードした電子ファイルで作成してください。

- ・提出書類チェックリスト（応募申請）（Excel ファイル）
- ・A-0 応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】（Excel ファイル）
（「A-0 応募申請書、B-1 実施計画書、B-5 実施スケジュール、B-6 導入設備一覧表、C0-1 経費内訳、C0-2 経費区分集計表、C0-3 消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト」は、一つの Excel ファイルに纏められています。Excel ファイルの分割やシートの追加・削除は絶対にしないでください。）
また、A-0 応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】（応募申請）は、「A-0 応募申請書」と「C0-3 消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト」を最初に作成してください。
- ・B-7&B-8 導入量算出表・運用説明資料（Excel ファイル）
- ・B-10 CO2 削減効果の算定根拠（Excel ファイル）
- ・B-13 営農の継続について（営農地事業で応募場合のみ）（Word ファイル）

※別紙に示す「暴力団排除に関する誓約事項」は提出不要ですが、応募申請書の提出をもって誓約事項に同意したものとします。

<A.応募申請書>

A-0 応募申請書

- 協会ホームページの地域共生型太陽光発電設備導入事業【営農地水面】の公募情報からダウンロードした、

「A-0 応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】(応募申請)」(Excel ファイル)の「**A-0 応募申請書**」シートを同一 Excel ファイルシート内の記載要領に従って作成して、PDF 化したものを提出してください。

※「A-0 応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】(応募申請)」(Excel ファイル)は、絶対に分割やシートの追加・削除をしないで、別途「提出書類チェックリスト(応募申請)」に従って提出してください。

- A-0 応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】(応募申請)**を最初に開いた際には、下記の「**(はじめに) 本書類の作成について**」シートが表示されますので、シートの内容を一読のうえ、作成に着手ください。

(はじめに) 本書類(Excelファイル)の作成にあたっては、最初に以下の2シートを作成してください。 ● A-0 応募申請書 下記も含む (代表事業者及び共同事業者の責任者及び担当者の氏名、連絡先等) (事業者の基本情報等) ● CO-3消費税仕入税額控除チェックリスト ※上記2シートを作成した以降の作成順は自由です。 ※各シートには、右側の目次からハイパーリンク機能(マウスの左釦クリック)で移動できます。 各シートからは、A1セルの「◎」を左釦クリックで本シートに戻ることができます。	目次 (シートの並び順)
	(はじめに) 本書類の作成について
	A-0 応募申請書
	CO-3消費税仕入税額控除チェックリスト
	B-1 実施計画書
	B-5 実施スケジュール
	B-6 導入設備一覧表
	CO-1 経費内訳
	CO-2 経費区分集計表(1年目)
	CO-2 経費区分集計表(2年目) ※本公募では対象外
<記載例>CO-2 経費区分集計表	

- 補助事業を2者以上で実施する場合は、代表事業者が申請してください。
- 「A-0 応募申請書」と同じシートにある、「(代表事業者及び共同事業者の責任者及び担当者の氏名、連絡先等)」と「(事業者の基本情報等)」についても、シート内の記載要領に従って、忘れずに記載してください。
※必要事項の記載漏れがある場合、様式内の計算式が正しく機能しませんのでご注意ください。
- 必ず公募中の公募情報ページからダウンロードした電子ファイルを使って作成してください。

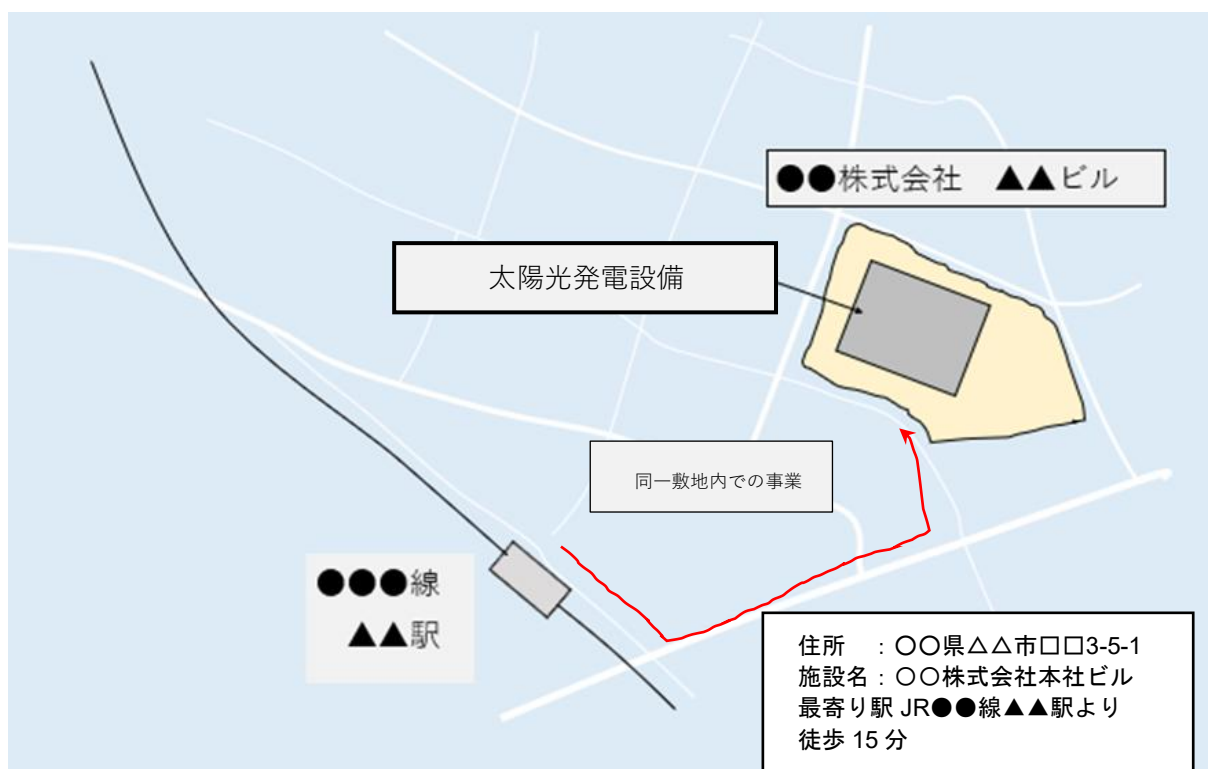
<B.実施計画書>

B-1 実施計画書

- 協会ホームページの地域共生型太陽光発電設備導入事業【営農地水面】の公募情報からダウンロードした「A-0応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】（応募申請）」（Excelファイル）の「**B-1実施計画書**」シートを同一Excelファイルシート内の記載要領に従って作成してください。
（Excelファイルの分割・シートの削除はしないでください。）
- 「B-1 実施計画書」の作成にあたっては、事前に「A-0 応募申請書」と「C0-3 消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト」を作成してください。
- 必ず公募中の公募情報ページからダウンロードした電子ファイルを使って作成してください。

B-2 事業実施場所の地図

- 補助事業を実施する場所及び事業で導入する設備の設置場所の地図を、以下の記載例に従ってわかりやすく作成してください。
- 広域・詳細地図及び最寄り駅からの住所、施設名、アクセスルートを分かりやすく示してください。
- 現在の利用状況（事業実施場所の状況）が判る図面・写真（衛星・空撮写真等）等を添付してください。
- 国立公園等に設置する場合は、市町村の同意書を添付してください。



B-3 ハザードマップ

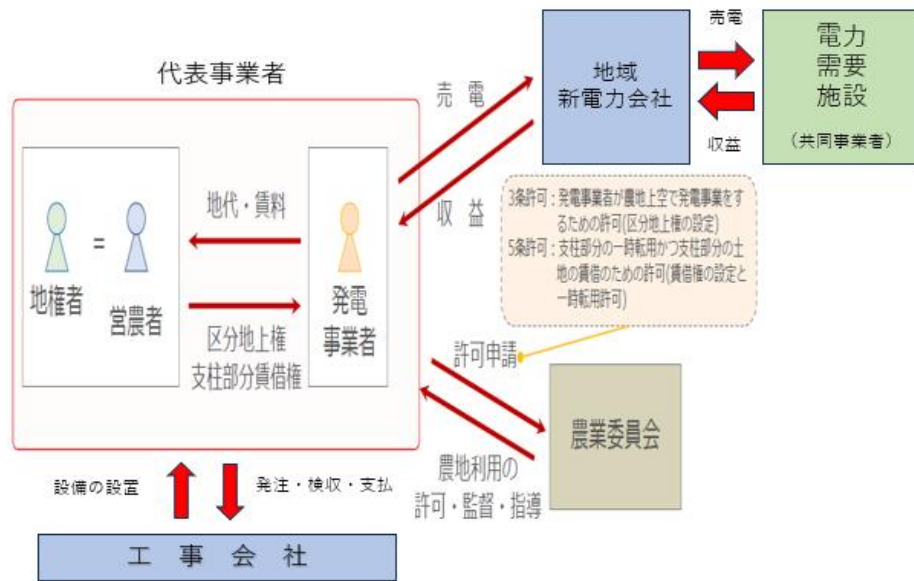
- 事業を実施する場所の属する自治体発行のハザードマップ（洪水・高潮・津波・土砂災害等）を提出してください。
- 当該場所及び事業で導入する設備の設置場所が判るよう箇所に印等をしてください。
- 事業完了までにハザードマップが改訂された場合は、改訂後のハザードマップを適用しますので、ハザードマップの改訂時期を確認してください。
- 国土交通省の発行する、「重ねるハザードマップ」でも確認し、自治体発行のハザードマップと差異がある場合は、備考欄にその旨記載するとともに、自治体へハザードマップの更新状況を確認してください。



B-4 事業の実施体制図

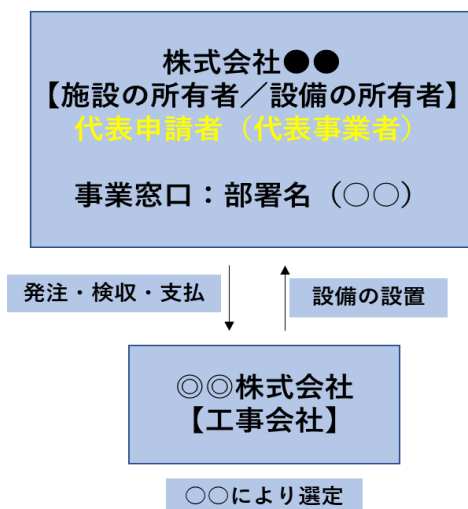
- 実施する補助事業の実施体制を図解等で説明してください。
- 事業の実施体制・組織及び保守・管理体制・工事・設備等の発注先、協会への窓口等について、体制図とともに記入してください。
補助対象となる設備を代表事業者以外の事業者等が運転・管理する場合には、その事業者等を含めて記入してください。
- 共同で事業を行う場合は、代表事業者・共同事業者の役割を明確にしてください。
- ファイナンスリース契約又はシェアード・セイビング方式のESCO契約などにより設備導入を行う場合は、契約関係を明確にしてください。

(参考例 1)



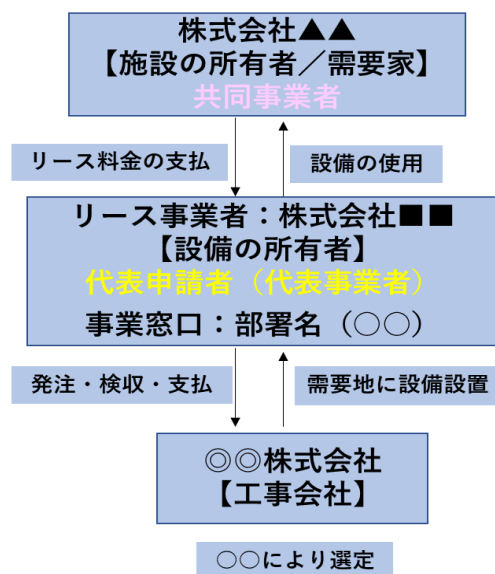
(参考例 2)

需要家が自ら設備導入する場合



(参考例 3)

リース会社等が需要家の所有施設に設備導入する場合



※代表事業者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合は、その財産を取得する者に限ります。(交付規程 第3条第3項)

※共同事業者がある場合は、共同事業者覚書を提出してください。

B-6 導入を予定している設備内容

- 協会ホームページの地域共生型太陽光発電設備導入事業【営農地水面】の公募情報からダウンロードした「A-0応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】(応募申請)」(Excelファイル)の「**B-6導入設備一覧表**」シートを同一Excelファイルシート内の記載例に従って、作成してください。
(Excelファイルの分割やシートの追加・削除は絶対にしないでください。)
- 設備名は、「B-1 実施計画書」、「C0-2 経費区分集計表」、「C1-3 見積書」、「D-1 図面」および「D-2 仕様書」に記載する設備名と統一してください。
また、設備を導入する場所(施設名、建物名など)の名称も原則、統一してください。
統一できない場合は、同じ設備であることが判る様に補足などを入れてください。
- 事業で導入を予定している設備・機器(太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、架台、フロートなど)の一覧表を添付してください。
また、簡易な、設備の配置を示したシステム図、配置図も作成してください。
詳細な図面や仕様書などは、「D-1図面」および「D-2仕様書」として提出してください。
- 機器名だけでなく、型式・規格・数量など、導入する予定の設備・機器の概要が分かるように記載してください。
- 必ず公募中の公募情報ページからダウンロードした電子ファイルを使って作成してください。

B-7 導入量算出表(定置用蓄電池を導入する場合のみ提出)

- 協会ホームページの地域共生型太陽光発電設備導入事業【営農地水面】の公募情報からダウンロードした「B-7&B-8 導入量算出表・運用説明資料」(Excelファイル)の「**B-7 導入量算出表**」シートを、シート内の記載例に従って作成してください。
- 導入予定の再エネ発電設備、災害時の電力供給先(特定負荷)などの情報を記載してください。
- 蓄電池を設置する場合は、補助対象内外を問わず導入量の目安を記載してください。
- 必ず公募中の公募情報ページからダウンロードした電子ファイルを使って作成してください。

B-8 運用説明資料

- 協会ホームページの地域共生型太陽光発電設備導入事業【営農地水面】の公募情報からダウンロードした「B-7&B-8 導入量算出表・運用説明資料」(Excelファイル)の「**B-8 運用説明資料**」シートを、シート内の記載例に従って作成してください。
- 災害時等の系統停電時に再エネ電力をどのように供給するか具体的に記載してください。
- 自立運転する系統及び自立運転しない系統を含め、すべての系統について記載してください。
- 必ず公募中の公募情報ページからダウンロードした電子ファイルを使って作成してください。

B-9 施設での再生可能エネルギーの自家消費量の算定根拠

- 年間消費量シミュレーション結果などを添付してください。

B-10 CO2削減効果の算定根拠

- ハード対策事業計算ファイル（「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック＜補助事業申請用＞（令和8年3月改訂）」または任意様式の計算書などを添付してください。

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html

※商用電力のCO2排出係数は、0.416[kg-CO2/kWh]とします。

※ハード対策事業計算ファイルは、協会ホームページの地域共生型太陽光発電設備導入事業【営農地・水面】の公募情報からもダウンロードできますが、必ず最新のものであることを確認してください。

- 再エネ発電量についても、年間発電量シミュレーション結果等の根拠資料を提出してください。
- CO2削減量及びCO2削減コストを整理した表も提出してください。

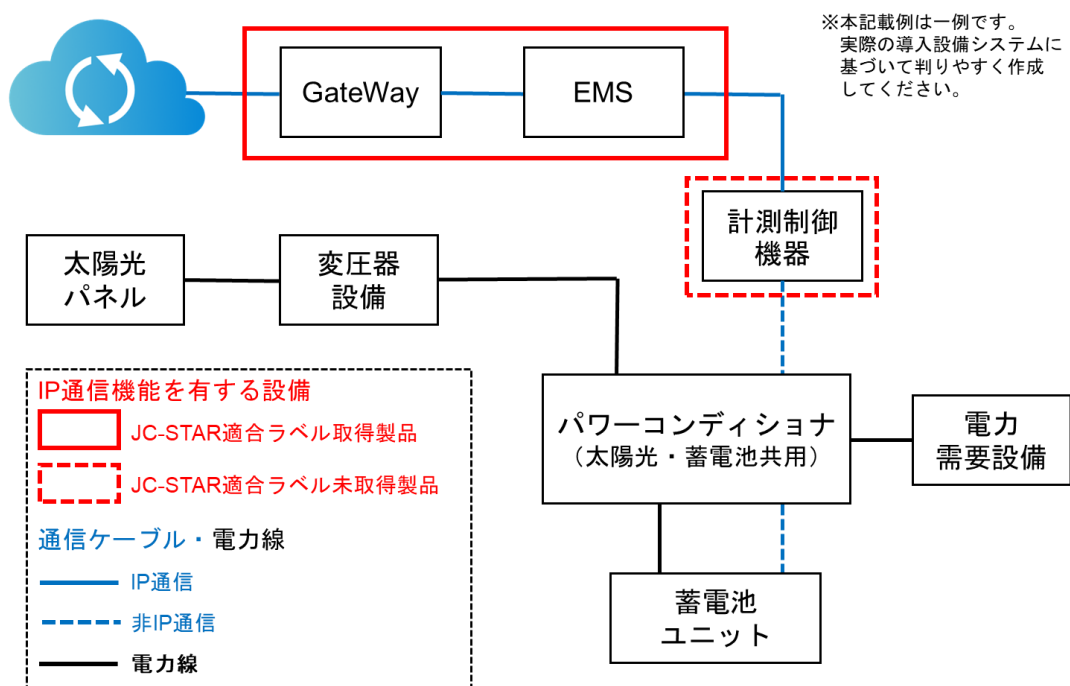
B-11 ランニングコスト算定根拠

- 導入予定設備のランニングコスト及び収入増加額・コスト削減額の算定根拠を提出してください。（年間メンテナンス費用の見込みを、設備・機器等の更新に係る費用なども見込んで算出してください）

B-12 IoT製品のセキュリティ対策に関する根拠資料

- JC-STARに適合していることが分かる根拠書類を提出してください。
- 下記の記載例に従って、通信システム構成図を作成し、JC-STARに適合していることが分かる根拠書類と併せて提出してください。（D-1図面として提出する単線結線図に必要情報を追記したものでも構いません。）

「通信システム構成図」記載例



B-13 営農に関する資料 ※【営農地事業】のみ提出対象です。

B-13-1 営農の継続について

- これまでの営農実績や今後の事業の展開などについての説明資料を、「B-1実施計画書」の<12.営農に関する事項>の根拠資料として提出してください。

提出書類は、協会ホームページの地域共生型太陽光発電設備導入事業【営農地水面】の公募情報からダウンロードした「B-13-1 営農の継続について」(Wordファイル)を使って作成してください。

- 関連する説明書類等がある場合は添付してください。

B-13-2 農地の一時転用許可書

- 事業実施場所における、「農地の一時転用許可書」(申請書類一式も含む)を提出してください。
- 応募時に許可書を取得できていない場合は、状況が分かる書類(申請書や議事録等)を提出してください。
- 関連する説明書類等がある場合は添付してください。

<C.経費関係書類>

C0-1 経費内訳・C0-2 経費区分集計表

- 協会ホームページの地域共生型太陽光発電設備導入事業【営農地水面】の公募情報からダウンロードした「A-0 応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】（応募申請）」（Excelファイル）の「**C0-1 経費内訳**」シートと「**C0-2 経費区分集計表**」シートを以下の手順で作成してください。

（Excelファイルの分割やシートの追加・削除は絶対にしないでください。）

- 必ず公募中の公募情報ページからダウンロードした電子ファイルを使って作成してください。

(1) C0-2 経費区分集計表

①シート内の経費区分集計表（記載例）に従って以下のとおり作成してください。

- ・経費区分集計表は、以下の4つの区分ごとに用意されています。

【太陽光発電設備（蓄電池以外、自営線以外）】見積書1

【太陽光発電設備（蓄電池以外、自営線以外）】見積書2

【定置用蓄電池】

【自営線】

C0-2経費区分集計表（1年目）										事業年度	R8年度（1年目）	事業名							
No.	項目	内容	数量 (A)	単価 [円] (B)	金額 [円] (C)= (A)×(B)	寄附品 料 (見積 書等) No.	補助対象経費 [円]												
							本工事費						付帯				補助対象 経費合計 (D)	補助対象 外経費 (E)	合計 [円] (D)+(E)
							直接工事費	間接工事費	材料費	労務費	機械器具費	測量及 試験費	設備費	業務費	事務費				
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
21																			
22																			
23																			
24																			
25																			

- 設備の購入等に要する経費は「設備費」に計上してください。
- 経費区分集計表と見積書等の関係を明示し、数字が確認できるようにしてください。
- 見積書や金入り設計書などから名称・数量・金額などを転記してください。
- 「間接工事費」「設計費」「監理費」は「直接工事費」の補助対象経費と補助対象外経費で適切に按分してください。
- 補助対象外経費は「補助対象外経費」欄に転記してください。
- 「事務費」を計上する場合は、補助事業を行うために直接必要な事務に要する経費であることが分かる理由書（様式任意・A4一枚程度）を作成してください。

※見積書は、必ず4つの経費区分集計表を作成可能な形で取得して、該当する経費区分集計表に記入してください。

※区分をまたがる設備を導入する場合は、補助率の低い区分集計表に計上してください。

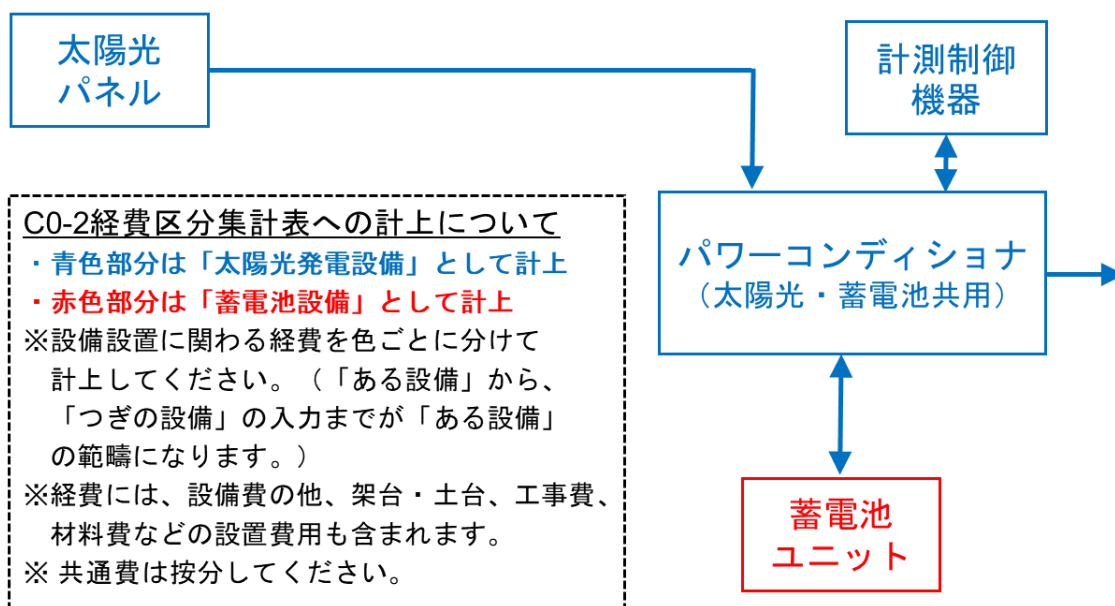
※交付規程「別表第2」の経費区分に合わせ、見積書の内容を一覧表にまとめてください。

※見積書が複数枚ある場合は各々を一覧表に記入してください。

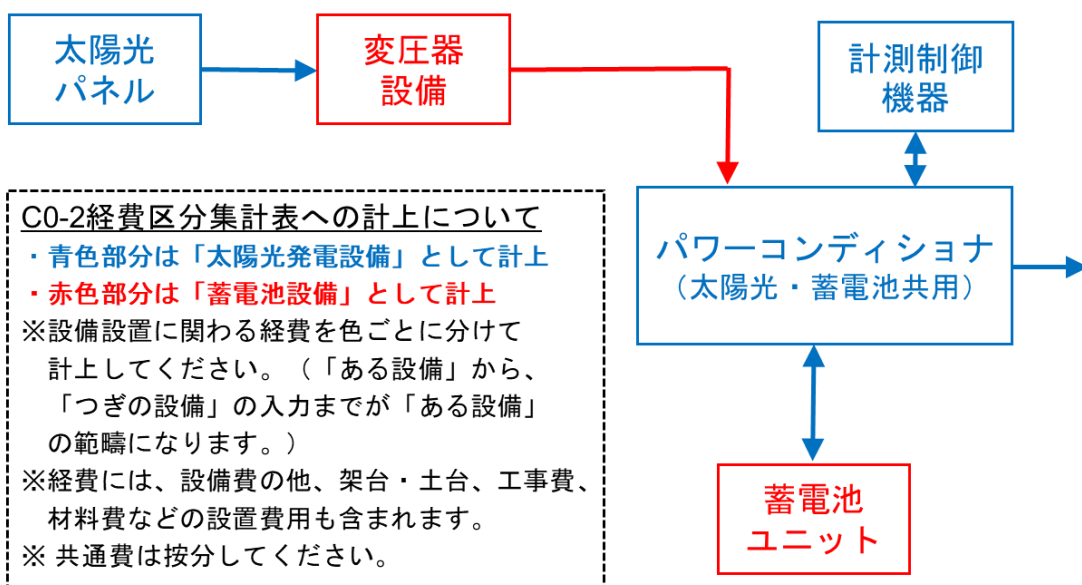
※定置用蓄電池は、目標価格が設定されており、特定の条件を満たすか否かにより補助額が異なってきますのでご注意ください。（詳細は、公募要領「2. 公募する事業の対象等」の「2.3.2 定置用蓄電池（業務・産業用、家庭用）」についてを参照してください。）

また、「ハイブリッド蓄電システム」を導入する場合は、以下の例を参考に太陽光発電設備と蓄電システムに関わる経費を切り分けてください。

「ハイブリッド蓄電システム」を導入する場合の 太陽光発電設備と蓄電システムに関わる経費の計上例（1） 「パワーコンディショナを太陽光と蓄電池で共用する場合」



「ハイブリッド蓄電システム」を導入する場合の 太陽光発電設備と蓄電システムに関わる経費の計上例（2） 「計上例（1）に加えて蓄電池ユニット用の「変圧器設備」等を導入する場合」



C0-3 消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト

- 協会ホームページの地域共生型太陽光発電設備導入事業【営農地水面】の公募情報からダウンロードした「A-0 応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】（応募申請）」（Excelファイル）の「**C0-3 消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト**」シートで、シート内の記載要領に従って消費税の扱いを確認してください。
- 必ず公募中の公募情報ページからダウンロードした電子ファイルを使って作成してください。

C1-3 見積書

- 応募時に有効な見積書を提出してください。（発行日、有効期限等の記載が必要です）
- 見積書の件名は、本補助事業の内容が分かるものにしてください。
- 金額の内訳が分かる書類（見積書（又は計算書）及び見積明細書）を添付してください。
- 見積金額には、税込・税抜き等の記載が必要です。
- 見積明細書
 - ・費用は内容がわかるように具体的に記載してください。
（「一式」は使用しないでください。）
 - ・労務費は、計算式（単価×人工）を記載するとともに、単価の根拠資料を添付してください。
 - ・共通費（共通仮設費・現場管理費・一般管理費）は、算出根拠及び導出式などを明確にしてください。（計算結果の金額のみでなく、算出経緯が確認できるように数式や共通費率の算出式及び各共通費の金額が俯瞰できるように表などに纏めてください）
 - ・消耗品（予備補充品、定期更新品、等）に関する経費は補助対象外としてください。
 - ・見積の中に補助対象外経費が含まれる場合は、備考欄等に明示し、「間接工事費」「設計費」「監理費」は、補助対象経費と補助対象外経費で適切に按分してください。
 - ・単価は、公共工事設計労務単価表、公共建築工事積算基準、官庁施設の設計業務等積算基準などを参考のうえ算出し、算出の根拠となる資料を添付してください。
 - ・見積書は、交付規程や公募要領の別表第2記載の区分で作成してください。
別表第2の区分で作成できない特段の理由がある場合（例えば、材工一体等の見積もりしか作成・入手できないなど）は、必ず事前に（公募締め切りに間に合うように時間的余裕を持って）協会まで相談して指示を仰いでください。

(参考) 公共工事設計労務単価

●最新の労務単価であることを確認して、採用する人工単価が判るように工夫してください。

参考 URL (令和 8 年度) : <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001981942.pdf>

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工
北海道	01 北海道	26,000	21,500	19,200	24,400	32,500	30,000			29,100	30,200
東北	02 青森県	30,100	22,200	18,300	24,200	33,100	31,300	33,700	30,900	26,700	32,700
	03 岩手県	28,500	23,700	18,800	25,400	34,700	30,000	33,800	30,900	28,000	32,500
	04 宮城県	30,300	23,600	20,300	26,600	35,700	34,000	33,700	31,000	29,900	39,200
	05 秋田県	28,400	22,500	19,600	25,100	33,200	30,900	33,400	31,000	27,500	33,600
	06 山形県	28,500	22,500	20,600	25,600	31,600	31,000	32,700	30,800	28,700	34,100
	07 福島県	30,600	23,700	22,200	26,400	34,900	34,000	34,600	31,400	29,600	34,700
	関東	08 茨城県	27,200	25,400	17,100	26,800	29,900	30,900	32,400	32,200	29,200
09 栃木県		27,500	24,300	17,300	27,000	32,400	29,800	33,200	32,800	29,400	31,400
10 群馬県		27,100	25,300	18,200	26,800	33,400	28,000	31,300	32,000	28,400	30,000
11 埼玉県		29,000	25,900	18,000	26,500	31,900	32,400	32,700	32,400	31,200	33,200
12 千葉県		30,000	25,500	17,900	27,600	31,700	33,500	33,200	32,300	31,400	34,400
13 東京都		30,700	27,000	18,700	27,700	33,600	33,100	33,100	32,400	34,300	33,800
14 神奈川県		30,900	26,800	18,200	26,900	31,700	33,100	32,900	32,000	31,500	31,600
19 山梨県		29,700	26,900	18,000	27,000	33,000	29,800	33,000	32,000	31,000	31,300
20 長野県		28,400	24,600	18,900	26,700	31,500	29,100	30,400	30,000	28,900	29,100
北陸		15 新潟県	28,900	24,300	21,800	25,600	34,300	28,700		31,200	28,100
	16 富山県	32,700	26,100	20,700	25,600	36,900	32,600			29,800	33,700
	17 石川県	31,600	27,000	20,600	25,400	37,200	32,900			30,100	33,300
中部	21 岐阜県	28,800	25,400	19,000	26,800	33,600	31,700		34,900	28,200	31,100
	22 静岡県	28,400	26,600	17,200	25,800	33,000	30,500		37,300	29,700	31,800
	23 愛知県	29,800	25,200	19,400	25,900	34,600	32,400		35,300	28,200	31,000
	24 三重県	28,700	24,500	18,500	27,200	34,300	33,400		36,700	28,500	31,600
近畿	18 福井県	26,500	21,900	16,900	27,100	29,300	26,600			26,000	28,100
	25 滋賀県	26,700	23,300	17,700	28,100	30,600	28,300			27,700	29,500
	26 京都府	26,100	24,400	16,600	28,100	29,700	27,900			27,000	28,500
	27 大阪府	27,800	23,800	16,500	28,100	30,800	29,600			28,100	29,000
	28 兵庫県	25,100	24,100	16,500	26,800	29,200	28,300			26,600	27,200
	29 奈良県	28,100	24,000	17,600	29,300	30,600	28,900			27,700	29,100
	30 和歌山県	27,100	24,200	17,000	27,600	29,600	28,600			27,800	27,900
中国	31 鳥取県	23,600	18,200	17,000	23,100	28,000	28,000			24,700	29,500
	32 島根県	24,100	19,700	17,200	22,500	26,900	28,000			24,800	29,200
	33 岡山県	25,600	21,500	17,600	23,700	29,000	29,400			25,700	29,900
	34 広島県	25,800	22,200	17,300	22,500	29,100	28,700			26,300	28,300
	35 山口県	24,100	20,500	17,300	22,800	28,300	28,900			25,900	29,300
四国	36 徳島県	26,300	24,100	17,400	23,500	33,700	28,900	32,600		26,600	27,100
	37 香川県	27,500	25,000	17,500	24,200	31,800	29,200	33,400		27,400	27,600
	38 愛媛県	25,500	21,500	16,800	23,600	30,800	28,500	32,900		25,700	25,700
	39 高知県	25,200	21,900	17,700	24,000	32,000	29,000	32,900		25,700	25,700
九州	40 福岡県	29,000	24,100	16,900	25,400	30,900	29,900	33,200		28,900	29,900
	41 佐賀県	25,700	20,700	16,500	25,400	30,500	28,100	33,800		28,400	29,500
	42 長崎県	27,000	21,900	17,500	26,400	30,400	28,100	34,200		27,300	29,500
	43 熊本県	27,100	22,100	18,200	25,600	31,400	29,000	33,600		26,500	30,000
	44 大分県	26,300	21,000	17,400	25,600	29,500	29,000	33,500		27,200	30,200
	45 宮崎県	29,100	20,300	17,400	25,600	29,600	29,100	33,800		26,500	28,400
46 鹿児島県	32,000	21,900	18,700	25,100	34,300	29,600	33,800		27,200	29,900	
沖縄	47 沖縄県	28,500	23,300	18,100	24,700	28,800	35,100			23,700	33,200

人工単価
電工(大阪府)

(参考) 公共建築工事共通費積算基準

- 最新の公共建築工事共通費積算基準であることを確認してください。
- 共通費率を算定した別表を明らかにし、算出過程が判る根拠資料も提出してください。

参考 URL (令和 8 年度) : <https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001733141.pdf>

公共建築工事の工事費積算における共通費の算定方法及び算定例

(1) 工事費の構成

国土交通省官庁営繕部において公共建築工事の工事費は、「公共建築工事積算基準」の定めにより、直接工事費、共通費及び消費税等相当額で構成され、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分しています。

『 工事費の構成 』

(2) 共通費の算定

共通費は、「公共建築工事共通費積算基準」(以下「共通費基準」という。)の定めにより算定します。共通費基準では、必要となる費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づいた各共通費の率(共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率)により算定することとされており、一般的には、共通費基準に定められた各共通費の率により算定し、率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げにより算定し、加算することになります。

例えば共通仮設費率においては、共通的に使用する揚重機械器具に要する費用が含まれないため、共通仮設費率により算定した費用に揚重機械器具に要する費用を積み上げにより算定し、加算する必要があります。

『 共通費の算定 』

共通仮設費 = 直接工事費に対する比率(共通仮設費率)により算定する費用
+ 共通仮設費率に含まれない内容について、必要に応じ別途積み上げにより算定する費用

現場管理費 = 純工事費に対する比率(現場管理費率)により算定する費用
+ 現場管理費率に含まれない内容について、必要に応じ別途積み上げにより算定する費用

一般管理費等 = 工事原価に対する比率(一般管理費等率)により算定する費用

別表-3 共通仮設費率(新営電気設備工事)

	$Kr = \text{Exp}(3.086 - 0.283 \times \log_e P + 0.673 \times \log_e T)$ (注2・3)
共通仮設費率 (注1)	Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}(\)$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $10,000$ (千円) $\leq P \leq 1,000,000$ (千円) (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

(参考) 官庁施設の設計業務等積算基準 (設計業務等委託)

- 見積書には設計業務等委託料の内訳を記載してください。
 - 設計業務委託等技術者単価は最新のものであることを確認してください。
- 参考 URL (令和 8 年度) : <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001981914.pdf>



(別表) 令和8年度 設計業務委託等技術者単価

①設計業務

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
主任技術者	90,300	55%
理事、技師長	82,800	55%
主任技師	70,900	55%
技師(A)	62,600	55%
技師(B)	49,300	55%
技師(C)	42,500	55%
技術員	36,700	55%

採用する基準日額
が分かるようにし
てください。

②測量業務

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
測量主任技師	61,000	60%
測量技師	52,700	55%
測量技師補	41,300	60%
測量助手	37,700	55%
測量補助員	29,600	55%

③航空・船舶関係

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
操縦士	62,000	65%
整備士	44,200	60%
撮影士	51,600	60%
撮影助手	38,100	55%
測量船操縦士	42,000	55%

④地質業務

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
地質調査技師	58,300	65%
主任地質調査員	45,500	65%
地質調査員	35,200	65%

<D.図面・仕様書類>

D-1 図面

- 補助事業で導入予定の設備の配置図（レイアウト図）、単線結線図、システム図。

設備を導入予定の施設の平面図や配置図等も用いて、設備や配線等が施設のどの位置に設置されているか判るように図示してください。

また、補助対象経費の範囲が判る図面も提出してください。

単線結線図には、接続線（電力、通信、制御など）の仕様が判る情報を記載してください。

- 水面等事業の場合は、フロートの構造図も提出してください。
- 一般地図や空撮・衛星写真等を用いて施設の場所、導入予定の設備が設置される施設の位置および設備の設置場所が特定できるようにしてください。

※配置図や平面図は、方位が判るようにしてください。

D-2 仕様書

- 補助事業で導入予定の設備（太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、接続箱、架台、フロート等）やソフトウェアの仕様書、カタログ等を提出してください。

D-3 耐震強度等の計算書

- 補助事業で導入予定の設備の強度計算書は、何を根拠にどの数値を採用し計算したのかわかるようにしてください。（耐風圧、耐積雪の強度計算書も含む）
- 計算書には、耐震強度等を判断した箇所にマーカーなどで印をつけて判りやすくしてください。

<E.その他の資料>

E-1-1 リース契約・ESCO・PPA 契約関係資料等

- リース契約等を行う場合は、契約書の写しを提出してください。
応募時に契約が未締結の場合は、契約書の案や契約に向けての協議状況が分かる資料を提出してください。
※契約の締結は、遅くとも事業完了までに完了してください。
また、**完了実績報告**では、リース料等から補助金相当分が減額されていること及び補助事業により導入した設備等について、**処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等**を行っていることが分かる資料を提出してください。
(リース契約書、リース料計算書、リース物件明細、リース特約条項等)
- 補助事業で導入する設備等により、需要家に PPA 等の電力供給サービス等を行う場合は、契約書の写しを提出してください。
応募時に契約が未締結の場合は、契約書の案や契約に向けての協議状況が分かる資料を提出してください。
※契約の締結は、遅くとも事業完了までに完了してください。
また、**完了実績報告**では、**PPA 契約の料金等から補助金相当分が減額**されていること及び**補助事業により導入した設備等**について、**処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等**を行っていることが分かる資料を提出してください。

E-1-2 共同事業者覚書

- 複数の団体が共同で申請する場合は、代表事業者と共同事業者間の役割分担及び債務負担等に関する協定、覚書、契約の写しを提出してください。
※覚書には、事業で導入する設備の処分制限期間が終了するまでの期間にわたって、共同で事業を行う等、事業継続に関する記述も盛り込んでください。
- 応募時に未締結の場合は、覚書の案を提出し、交付申請時もしくは遅くとも完了実績報告時までに契約を締結し、押印・発効済の書類の写しを提出してください。

E-1-3 行政機関から通知された許可書等

- 法律に基づき、施工等の行為や設立に対する許認可等を行う行政機関から、その許認可を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合（以下、「認可を受けている者等」という。）は、認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び収支予算の案を提出してください。（ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しません。）
- 法律に基づく事業者であることを補助事業の要件としている事業については、法律に基づく事業であることを証する行政機関から通知された許可証等の写しを提出してください。
※応募申請時に行政機関から許可書等の交付を受けていない場合は、**交付申請時**に行政機関から通知された**許可証等の写しを提出**してください。

E-1-4 系統連系申込書及び承諾書

- 事業実施において系統連系が必要な場合は、事業完了までに系統連系協議を完了し、完了実績報告で系統連系申込書及び承諾書の写しを提出してください。
- 応募時に協議が完了していない場合は、申請状況が分かる資料を提出してください。

E-1-5 再エネ特措法に基づく説明会等の実施根拠資料

- 事業において、導入する太陽光発電設備が、再エネ特措法に基づく「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に基づく説明会又は事前周知措置該当するので、**完了実績報告時に**、説明会等を開催した内容を「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」における指定された様式で提出してください。その際、開催したことが分かる参考資料も併せて提出してください。
- なお、ガイドラインに該当しない場合においては、その理由を示す参考資料を提出してください。

E-1-6 他の取組と事業の関連性に係る根拠資料

- A-0 応募申請書の〈脱炭素活動への取組状況〉記載の以下の項目に該当するものがあれば、そのことが確認できる書類を提出してください。
 - ・RE100/再エネ 100 宣言 RE Action へ参加している。
 - ・Science Based Targets の認定を取得している。
 - ・TCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures / 気候関連財務情報開示タスクフォース）へ賛同表明している。もしくは、TCFD 提言に基づき、移行リスク及び物理的リスクに関する情報開示状況を、環境省が運用する省エネ法・温対法・フロン法電子報告システムの任意報告事項として報告している。
 - ・温室効果ガス排出削減に関する目標設定を行い、公表している
 - ・デコ活応援団への参画、デコ活宣言の登録をしている。
 - ・環境省のエコ・ファースト制度の認定を受けている。

E-2 その他資料

- その他の資料等があれば、提出してください。
- 借地契約書、設備設置承諾書等
(該当する場合、**交付申請時**に提出してください。)
- 地域防災計画に位置付けられている避難施設であれば、それを示す書面（地域防災計画）

<F.事業者に関連する書類等>

F-1 会社の概要

- 代表事業者・共同事業者の概要・事業内容等が分かるパンフレット等を提出してください。
- 個人、個人事業主の場合、事業の概要、事業内容等がわかる資料を添付してください。

F-2 法人登記全部事項証明書

- 代表事業者の法人登記全部事項証明書（発行後3か月以内のものに限る）の写しを添付してください。
- 個人事業主で登記事項証明書が提出できる場合は、その写し（発行後3か月以内のものに限る）を添付してください。それ以外の者は、住民票（発行後3か月以内のものに限る）の写しを添付してください。

F-3 代表事業者の財務内容に関する書類

- 民間団体が代表事業者として申請する場合は、代表事業者の単体ベースの直近の2決算期の貸借対照表及び損益計算書を提出してください。
また、連結がある場合は、連結決算も併せて提出してください。
（応募申請時以降に決算期を迎え、新たに直近の貸借対照表や損益計算書が作成された場合は、新しい2決算期の財務内容に関する書類を提出してください。）
- 応募時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を提出してください。また、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合は、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出してください。
- 直近の決算期において債務超過が見られる場合、事業継続性を担保できる措置を講じるとともに、その確証となる書類を提出してください。（該当する場合は、協会にご相談ください。）
- 応募申請時以降に決算期を迎え、直近の決算期において債務超過が見られる場合、事業継続性を担保できる措置を講じるとともに、その確証となる書類を提出してください。
（該当した場合は、速やかに協会に相談ください。）
- 青色申告を行っている個人事業主の場合は、税務代理権限証書の写し、又は税理士・会計士等により申告内容が事実と相違ないことの証明、又は税務署の受取り受領印が押印された確定申告Bと所得税青色申告決算書の写しを提出してください。それ以外の者は、類似の資料を提出してください。

事業者に関連する書類等については、応募申請時に提出していれば、交付申請時では原則提出は不要ですが、応募申請以降に事業者情報等の変更が発生した場合には、新規に作成した最新のものを提出してください。なお、応募申請後に事業者情報の変更が発生する場合は、都度変更日前に協会まで報告をしてください。

5.3.2 提出部数

電磁的申請（電子メール等）又は書面による提出の2通りとなります。

①電磁的方法による提出の場合

- ・電子ファイル 1式

②書面による提出の場合

- ・紙媒体 1部（写真・図表などがある場合は、カラー印刷してください）
- ・電子媒体（CD-R/DVD-R）1枚

※どちらの提出方法においても、「5.3.1 応募に必要な書類」の表記載の電子ファイルを必ず提出してください。（非該当の書類を除く）

※提出書類の整え方については、「5.3.4 提出にあたっての注意事項」を参照してください。

※提出された書類は返却しませんので、必ず写しを保管しておいてください。

5.3.3 提出方法

応募書類は、電磁的方法もしくは書面により公募期間内に下記の提出先に提出してください。

①電磁的方法による提出の場合は、メール件名に

「【応募事業者名】**営農地（又は水面等）事業応募申請**」と記載してください。

②書面による提出の場合は、応募書類を封筒に入れ、宛名面に

応募事業者名及び「**営農地（又は水面等）応募書類在中**」を**朱書き**で明記してください。

※応募書類の内容を確認するため、対面や Web 会議によるヒアリング等を行う場合があります

《提出先》

①電磁的方法による提出の場合

メールアドレス：agri-bipv@eta.or.jp

件名：【応募事業者名】 営農地事業応募申請

又は

【応募事業者名】 水面等事業応募申請

②書面による提出の場合

〒534-0024

大阪市都島区東野田町 2-5-10 京橋プラザビル 6階

一般社団法人 環境技術普及促進協会

営農地（又は水面等）事業 応募申請書類在中 事業者名

※追跡可能な郵送方法により発送、もしくは持参してください

5.3.4 提出にあたっての注意事項

5.3.4.1 電磁的方法による提出の場合

- 提出する資料のデータ容量は十分に注意をしてください。
- データを圧縮する場合は、zip 形式を使用してください。
- 提出資料には、資料ごとにファイル名を付けてください。
- 電子ファイルでは確認しづらい資料などは、書面での提出を求めることがあります。
- 電子ファイルのサイズやメールシステムの問題等、やむを得ない事情により、電子メールによる提出が出来ない場合は、データサーバ経由の提出も可能です。

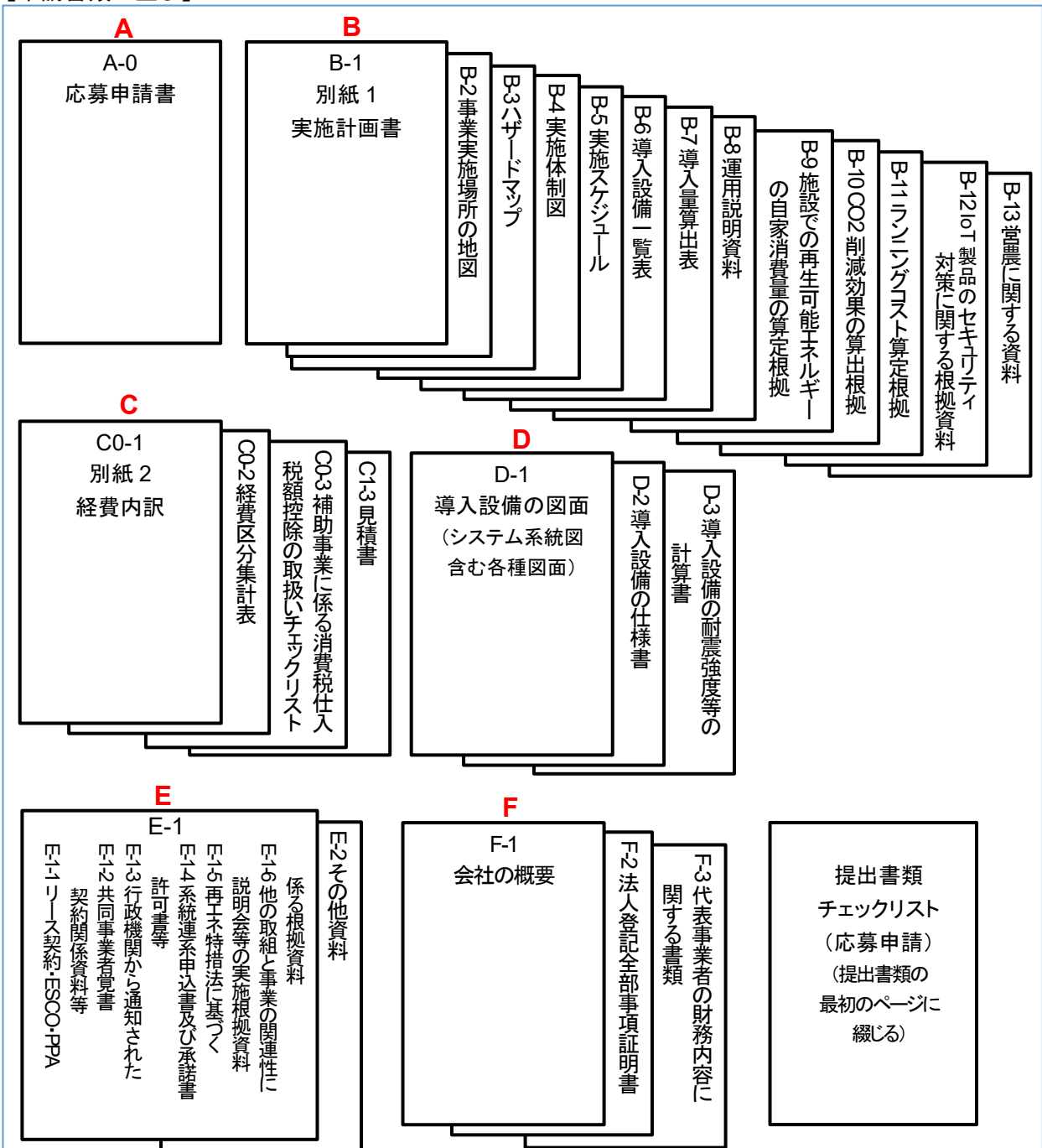
※データサーバ経由の提出の場合は、「A-0 応募申請書」に記載した「事業実施の担当者（もしくは責任者）」の方が、提出期限の 2 時間前までに提出先メールアドレス宛に「データサーバ経由で申請書類の提出を行う」旨と「電子ファイルのダウンロード URL とパスワード」等の情報を、電子メールで連絡してください。

協会において、提出書類の電子データのダウンロード及び内容確認が完了した時点が、応募申請書の受領となります。

5.3.4.2 書面による提出の場合

- 以下の例に従って提出書類を作成、ファイリングし、協会宛てに郵送又は持参してください。
- 書類の提出漏れがないか、提出書類チェックリスト（応募申請）で確認をしてください。

【申請書類の並び】



【提出部数】

- 紙媒体 1部：
 - A～F 及び提出書類
 - チェックリスト（応募申請）の紙媒体（印刷したもの）
 - メディア媒体（CD-R/DVD-R） 1部：
 - A～F 及び提出書類チェックリストの電子データを格納したもの
- ※メディア媒体には、シール等で「応募申請」と記載し、事業者名も必ず記載してください。



【ファイリング方法】

- A～Fの書類は、ホチキス止めせずに、パンチ穴をあけてファイリングしてください。
- それぞれの書類の前ページに、「A-0」、「B-1」、「B-2」...等と記入したインデックスを付した「あい紙」を挿入してください（あい紙は最低限、書類番号ごとに挿入し、書類にはインデックスを直接付さないでください）。
- メディア媒体には、シール等で「応募申請」と記載し、事業者名も必ず記載してください。
- 提出された書類は返却しませんので、必ず写しを保管しておいてください。
- 申請書類を封書に入れ、宛名面に申請事業者名及び「**営農地（又は水面等）事業 応募申請書類**在中」と**朱書き**で明記してください。

封筒

□ □ □ □ □ □ □ □

大阪市都島区……

営農地（又は水面等）事業
応募申請書類在中 事業者名

事業名・事業者名を
朱書きで明記してください。

- あい紙にインデックスを付し、**資料番号**（黒文字色で可）を記入しファイリングしてください。
- あい紙は、最低限、資料番号ごとに挿入してください。
- 書類には直接インデックスを付さないでください。

ホチキス止めは
しないでください。

A-0


B-1

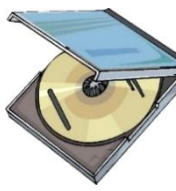
C0-1

……


経費内訳

パンチ穴をあけ、
ファイリングしてください。





メディア媒体には、
シール等で
「応募申請」と記載し、
事業者名も
必ず記載してください。



応募申請
事業者名

【提出先】
 一般社団法人 環境技術普及促進協会
 「営農地（又は水面等）事業」担当宛
 〒534-0024
 大阪市都島区東野田町 2-5-10 京橋プラザビル 6階

【電子ファイルに関する注意事項】

- ・提出する資料のデータ容量は、十分に注意してください。
- ・複数の見積書がある場合、電子ファイルは、ファイル名に枝番等を付けて、順番がわかるようにしてください。
- ・紙媒体と電子媒体の整合をとり、紙媒体と電子媒体の電子ファイルに相違がないことを確認し提出してください。
- ・ストレージや電子メールなどを使用し電子データを提出できる場合は、メディア媒体での提出は不要です。

6. お問い合わせ

公募全般に関するお問い合わせは、協会ホームページの「お問い合わせ」フォームまたは「電子メール」でお願いします。電子メールについては、メール件名に以下のとおり記入してください。

また、メール本文の冒頭に、応募を予定している「**営農地（又は水面等）事業について**」を記載するとともに、メール末尾にはご担当者の連絡先（団体名、所属、氏名、電話番号、メールアドレス）を記載してください。

<メール件名記入例>

【団体名】 営農地（又は水面等）事業について

<お問合せ先>

一般社団法人環境技術普及促進協会 業務部 業務第3グループ

お問合せメールアドレス：agri-bipv@eta.or.jp

※お問合せの内容によっては、回答まで1週間程度の時間を要する場合があります。

※お問合せの内容について、当協会の担当者から電話で確認する場合があります。

別表第 1

1 補助事業の区分	2 補助事業の内容	3 補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業	(1) 営農地を活用した太陽光発電設備の導入を行う事業	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	協会が必要と認められた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が1億5,000万円を超えた場合は、1億5,000万円を交付額とする。
	(2) 水面等を活用した太陽光発電設備等の導入を行う事業	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	協会が必要と認められた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が1億5,000万円を超えた場合は、1億5,000万円を交付額とする。

※1 本補助事業は、当該太陽光発電設備のほか、定置用蓄電池等の導入を行う。

※2 本補助金を受けることで営農地・水面等を活用した太陽光発電設備の導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類のシステム費用に係る調査結果の平均値又は中央値のいずれか低い方を下回るものに限る。（ただし、同意見に反映されない急激な市場価格の変動や地域特性を考慮する場合があります。）

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））
		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け、整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。

設備費	付帯工事費	<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p> <p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。</p>												
	機械器具費													
	測量及試験費													
	設備費													
業務費	業務費	<p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の経費をいう。</p>												
	事務費	<p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた合計額の範囲内とする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>			号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%
号	区 分	率												
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%												
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%												
3	1億円を超える金額に対して	4.5%												

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金 報酬・給 与・職員手 当		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者（地方公共団においては、会計年度任用職員に限る。）に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な謝金をいい、目的、人数、単価、回数がかかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃 借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費及 備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

更新履歴

更新日	頁	項目	更新内容
令和8年4月24日	初版		